

ユニバーサル社会づくり 実践モデル地区事業プラン

～人のやさしさと生きる喜びが実感できるまちへ～

明 石 市

目 次

1	モデル地区の名称	1
2	モデル地区の位置及び区域	1
3	モデル事業プランの期間	1
4	モデル地区の整備の目標	1
5	モデル地区の現況及び特性	2
6	モデル地区の課題	3
7	整備プログラム	4
8	協議会の構成	5
	実施事業	7
資料 1	モデル地区の区域	1 3
資料 2	協議会設置要綱	1 4

1 モデル地区の名称

明石駅周辺地区

2 モデル地区の位置及び区域

J R明石駅、山陽電鉄明石駅を中心としたおおむね半径 1.0 km内の地域。

3 モデル事業プランの期間

平成 20 年度～平成 23 年度

4 モデル地区の整備の目標

『人のやさしさと生きる喜びが実感できるまちへ』

年齢、性別、能力などのいかにかわりなく、すべての人が安心して暮らすことができ、また、その持てる能力を最大限に発揮して社会活動に参加し、自己の存在を誇らしく感じることができるユニバーサル社会を実現していくため、本市のまちの顔である明石駅周辺で、これまで進めてきたまちのバリアフリー化にあわせて、共に支えあって生き、活動することへの「意識づくり」「しくみづくり」「基盤づくり」を進める。

当該地区は、交通の結節点として市内で最も人の移動の多い地域であり、この地区でユニバーサル社会づくりを啓発することにより、大きなPR効果が期待できる。また、だれもが訪れることができ、能力を発揮できるまちづくりは、まちに賑わいをもたらし、中心市街地の活性化につなげていくことが期待できる。

5 モデル地区の現況及び特性

- (1) 明石駅周辺地区は、JR神戸線と山陽電鉄が一体的な駅でつながるとともに、市内各地や神戸市西区等とを結ぶバス路線の発着地であり、さらに淡路島とをつなぐ海上交通の拠点をも有するなど、多くの人々が行き交う広域的な交通の結節点である。
- (2) 「さかなのまち明石」を象徴する魚の棚商店街をはじめ、多業種の商店や金融機関などが立地するとともに、市役所をはじめ、生涯学習センターや勤労福祉会館、市民病院など行政サービス施設等も多数分布しているなど、本市の商業、行政の中心的機能が集積している。
- (3) 駅の北には文化やスポーツの広域的な催し物も開催できる県立明石公園が、また周辺には、天文科学館、文化博物館、市民会館、図書館などの文化施設が配置され、市内や市外から多くの人々が訪れている。
- (4) 当該地区は交通バリアフリー法の重点整備地区、明石市中心市街地活性化基本計画区域及び都市再生整備計画区域を含んでおり、バリアフリー化を率先して推進し、整備に取り組んでいる。

6 モデル地区の課題

- (1) 当該地区は本市の中心市街地であるが、郊外大型店舗との競合による売上額の減少や、ダイエー明石店の撤退、後継者不足等による閉店店舗の増加などの課題を有しており、活性化に向けた対応が求められている。
- (2) イベント、買物、観光などで本市を訪れる人々が、訪れてよかった、また訪れたいと思うよう、もてなしの心の醸成やわかりやすい情報提供などを進めていく必要がある。
- (3) 県立明石公園がある駅北側にくらべて、駅南側は憩いの場が少ないことなどから、訪れる人がほっとできるような、うるおいのある空間づくりが求められている。
- (4) 様々な機能が集積していることから、多くの人々が集まる地区であるとともに、住民の高齢化率の高い地区である。目的地への円滑な移動手段の確保や、歩道等の段差の解消などバリアフリー化、さらに歩行障害となる放置自転車への対策を進め、動きやすく快適な都市環境作りを進めていく必要がある。

7 整備プログラム

(1) 実施事業

ユニバーサル社会の実現には、行政が中心となって推進するハード整備とともに、人々に「ユニバーサルのこころ」を啓発するソフト事業の実施が必要である。

これらソフト事業の展開においては、行政と市民、事業者、各種団体などが協働で取り組む仕組みが不可欠であり、このことから、協働で実施すべき事業について、「明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」（以下「協議会」という。）において検討を行い、いくつかの事業の提案を受けた。

これら「協議会提案事業」を含むユニバーサル社会づくり実施事業について、その目的から、次の三つの事業に整理した。

①ユニバーサル社会を理解する「意識づくり」事業

様々な機会を設け、「支えあうことの大切さ」「人が人として尊厳をもって生きることの大切さ」そして「だれにとってもユニバーサルは身近なもの」であることの理解を深める。

②人と人をつなげる「しくみづくり」事業

明石に住む人・明石を訪れる人々が、あたたかな思いやりに触れることができるよう、「みんなで支えあうまちづくり」「相手の立場に立ったまちづくり」「自分の力を役立てていけるまちづくり」を展開する。

③やさしいまちへの「基盤づくり」事業

明石駅周辺は様々な人々が集まり交流する明石の顔である。住む人・訪れる人の誰もが安全で快適に働き、楽しみ、暮らすことができるよう、バリアを取り除くまちづくりを展開する。

これらの実施事業のうち、「協議会提案事業」を本プランの重点事業と位置づけ、協議会委員自らが事業の担い手となり、様々な人々と力を合わせ、実践に向けて取り組んでいく。

(各事業の詳細は7ページから)

(2) 事業の検証等

事業の進捗管理については、協議会提案事業は協議会が、その他の事業はそれぞれの実施主体が行う。

実施事業の検証については、毎年開催する協議会において行う。検証は、障害者、高齢者などの視点をもって実施し、その結果により、随時、本プランの見直しを行い、より効果の高い事業を実施していく。

8 協議会の構成

本事業プランの策定及び実施事業の検証のため、市民、事業者、各種団体、県、市などで組織する「明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」を設置する。

協議会は25名以内で構成する。平成19年度末の委員構成は次のとおり。

① 学識経験者（3名）

② 福祉関係団体の関係者

明石市社会福祉協議会の関係者（1名）

明石障がい者地域生活ケアネットワークの関係者（1名）

明石市ボランティア連絡会の関係者（1名）

③ 公共交通機関の関係者（3名）

- ④ まちづくり活動団体等の関係者
 - 中心市街地まちづくり推進会議の関係者（１名）
 - あかし市民活動団体協議会の関係者（１名）
- ⑤ 市民団体の関係者
 - 明石市高年クラブ連合会の関係者（１名）
 - 明石市女性団体協議会の関係者（１名）
 - 明石市連合自治協議会の関係者（１名）
- ⑥ その他市長が特に必要と認める者
 - 市 民（４名）
 - 明石地域福祉推進市民会議の関係者（２名）
- ⑦ 地方公共団体の職員
 - 兵庫県東播磨県民局の関係者（２名）
 - 明石市担当部長（１名）

計 2 3 名

明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区 実施事業

ユニバーサル社会を理解する「意識づくり」事業

様々な機会を設け、「支えあうことの大切さ」「人が人として尊厳をもって生きることの大切さ」そして「だれにとってもユニバーサルは身近なもの」であることの理解を深める。

番号	事業名	内容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
1	<<協議会提案事業>> ユニバーサル社会の啓発	既存のイベントにあわせて、また独自に、ユニバーサル社会をわかりやすい形で啓発する各種の取り組みを実施します。	実施				明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
2	ユニバーサルのことを学ぶ	ユニバーサルに関する講演・講座の開催 さまざまな講演会・講座において、ユニバーサルのこころを発信します。 ・「人権フェスティバル」(8月) ・「人権の集い」(12月) ・「障害者週間」(12/3～12/9) ・「国際理解講演会」(年1回、秋) ・あかし男女共同参画フォーラム・講座 ・子育て支援ボランティア養成講座 ほか	実施中				明石市
		学校教育の充実 人権教育研究や福祉体験活動などを通して、福祉やボランティア活動の意義を理解することにより、高齢者や障害のある人などへの思いやりの心や共に生きる心、他者を尊重する態度を育てます。	実施中				明石市
		人権啓発作品コンクール 心のふれあいやあたたかさあふれる絵や作文などを募集し、優秀作品を公表することで人権意識を育てます。	実施中				明石市
3	ユニバーサルのことを育む	声かけ運動の実施 お困りの方にだれもが気軽に声をかけ、手助けをする「声かけ運動」を実施します。	実施				市民、事業者 明石市 ほか
		マタニティマークの普及 妊婦へマタニティマークキーホルダーを配布するとともに、マタニティマーク啓発ポスター・やシールを掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。	実施中				公共交通機関 明石市
		PTAによるユニバーサル事業の実施 地域の子どもたちとの「まち検証」など、ユニバーサルの取り組みを実施します。	実施				PTA
		男女共同参画の推進 男女がともに支えあう社会をめざし、男女共同参画週間での街頭啓発や、情報誌「きらめき」などによる情報発信を行います。	実施中				明石市女性団体協議会 明石市
		神戸学院大学・明石高専等との連携 神戸学院大学・明石高専等と連携し、様々な人たちに、ユニバーサル社会づくりの意義が実感できるような事業を実施します。	実施				神戸学院大学 明石高専 ほか
		イベントでの意識啓発 春旬祭などのイベントにおいて、ユニバーサル社会づくりの啓発を行います。	実施中				明石・中心市街地まちづくり推進会議 ほか
		職員研修・人権特別セミナーの開催 ユニバーサル社会づくりについての研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。	実施中				明石市

明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区 実施事業

人と人をつなげる「しくみづくり」事業

明石に住む人・明石を訪れる人々が、あたたかな思いやりに触れることができるよう、「みんなで支えあうまちづくり」「相手の立場にたったまちづくり」「自分の力を役立てていけるまちづくり」を展開する。

番号	事業名	内容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
1	<<協議会提案事業>> ユニバーサル拠点を核としたサービスの提供	ユニバーサル社会づくりの拠点の整備 ユニバーサルをわかりやすく伝えられるような、感じることができるような拠点を、空き店舗を利用して中心市街地に整備します。また、明石駅及び船のりばにもブースを整備し、相互に連携し、次のような事業を展開します。 ・障害者や高齢者などすべての人々に優しい、移動や買物のお手伝い ・子どもの一時保育 ・旬のさかな情報などの提供 ・改善のための利用者からの意見収集	検討	実施予定			明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
		送迎サービス・配送サービスの実施 外出が困難な人を対象に、中心市街地への送迎サービス、商品の配送サービスなどを実施します。	検討	実施予定			明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
2	<<協議会提案事業>> だれもが理解しやすい情報発信	明石駅ワンストップ案内所の整備 情報発信、市民サービスの拠点として、様々な人のニーズにその窓口で応えることができるような案内所の整備について検討します。	検討	実施予定			明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
		外国人向けホームページ・観光パンフレット等の整備 市ホームページ、観光パンフレット等について、4か国語(英・中国・ハングル・ポルトガル)対応を行います。また、子どもや在住外国人にも分かりやすいよう、漢字にふりがなをふります。	検討	実施予定			明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
3	あらゆる人にやさしく	市役所での取り組み ユニバーサルの観点を取り入れたさまざまな改善を行い、充実を図ります。 ・庁舎案内窓口・フロアマネージャーの設置 ・保育ルームの設置 ・窓口の「耳マーク」の設置 ほか	実施中				明石市
		観光案内所での情報の提供 明石を訪れる観光客に対し、市内の観光施設や交通機関、宿泊施設、土産、飲食等の情報を提供します。	実施中				明石観光協会 明石市
		観光ボランティア活動の実施 明石を訪れる観光客に対し、観光案内を行います。	実施中				明石観光協会 明石市
4	美しいまちづくり	きらりん明石ポイ捨てバッテン運動の実施 明石駅前周辺をモデル地区として、各種団体・事業所・ボランティアとの清掃活動や、広報紙「きらりん明石かわら版」の発行などにより、美化意識を啓発します。また、歩きたばこ禁止についても啓発活動を実施します。	実施中				各種団体・事業所 明石市
		違反広告物の除却 委託業者及び職員の道路パトロールにより、道路上のはり紙、立看板などの違反広告物を除却します。	実施中				明石市

番号	事業名	内 容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
5	支えあい、たすけあう地域づくり	地域福祉計画の推進 それぞれの地域の住民が主役となって、助けを必要としている人を地域で支えていく仕組みづくりに取り組みます。	実施中				明石市地域福祉推進市民会議 明石市
		災害時の要援護者支援の推進 避難所への誘導など、地域で支えあう体制の整備について検討します。	検討	実施予定			自治会等 明石市
		高齢者への見守り活動の実施 在宅のひとり暮らし高齢者への見守り活動を実施します。また、地域の85歳以上の高齢者や寝たきり高齢者へ友愛訪問を行います。	実施中				明石市高年クラブ 明石市
		スクール・ガード明石の実施 子どもに認知されやすいおれんじキャップや吊り下げ名札を身につけたボランティア(学校園区住民)が、平日、小学校・幼稚園の校門付近や通学路沿いを巡回し、子どもたちへの「声かけ活動」等を通して安全の確保を図ります。	実施中				自治会、PTA、民生児童委員協議会、明石市高年クラブ 明石市
		安全・安心まちづくりパトロールの実施 子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれないよう、勤務中の車から見守り活動を行います。	実施中				明石地区タクシー協会 明石市保健福祉施設協会 兵庫県建設業協会明石支部
		自主防犯パトロール車による防犯活動の実施 自主防犯パトロール車により、子どもの見守りなど防犯活動を実施します。	実施中				明石地区タクシー協会 明石市
		わんわんパトロールの実施 愛犬の散歩の時間帯を、できるだけ子どもたちの登下校の時間帯に合わせ、犯罪の抑止、地域住民の防犯意識を高めます。	実施中				青少年地区愛護協議会等の青少年健全育成団体 明石市
		こども110番の家の設置 通学路の商店、民家などにこども110番の家に登録していただき、子どもが危害に遭いそうになったときの一時保護と警察等への通報にご協力いただきます。	実施中				青少年地区愛護協議会等の青少年健全育成団体 明石市
6	子育てにやさしいまちづくり	まちの子育てひろばの実施 子育て中の親が気軽に集い、情報交換できる拠点づくりを推進します。また、情報紙として、「まちの子育てひろば通信」を発行するほか、ひろば開設者へのアドバイスなどを行います。	実施中				兵庫県
		子どもの冒険ひろばの実施 子どもたちが、家庭や学校以外での自由な遊びを通して、生きる力を育むための「ひろば」づくりを推進します。明石公園で「広域ひろば」を開設するほか、プレーリーダーを地域に派遣する「地域(出前)ひろば」を実施します。	実施中				NPO法人市民サポートセンター明石 兵庫県青少年本部 兵庫県
		子育て支援センターの設置 親子で遊べるプレイルームを運営し、併せて子育て情報を発信します。明石駅周辺では、アスパア明石7階に設置しています。子育て相談室では、子育てアドバイザーが電話や来所による子育て相談に対応します。	実施中				ボランティアグループ 明石市
		ファミリーサポートセンターの設置 「子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての応援をしたい人(提供会員)」が会員となって、会員同士が育児に関する相互援助活動(保育所の送迎や一時的な子どもの預かりなど)を有償で行います。	実施中				NPO法人花園ファミリーサポートクラブ 明石市
		赤ちゃんサポートステーションの設置 中心市街地に、授乳や休憩などに使用できるスペースを整備します。		実施予定			明石市

番号	事業名	内 容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
6	子育てにやさしいまちづくり	子育て支援活動等への助成 子ども基金を活用し、子育て支援活動や児童健全育成活動を行う市民団体に活動助成を行い、さまざまな世代の市民が協働して、地域挙げての子育て活動に取り組む風土をつくれます。	実施中				明石市
		子ども図書館の設置 子どもが読書に親しむ機会を増やすため、子ども図書館を生涯学習センターに設置します。	実施				明石市
7	障害者がはたらくしくみづくり	就労の場の提供 障害者の就労支援と、障害者雇用への理解を内外に啓発します。 ・市役所内作業所「時のわらし」の設置 ・福祉コンビニの店内への誘致 ・空き店舗の活用 ほか	実施中				明石障がい者地域生活ケアネットワーク 明石市
8	外国人との交流	国際交流事業 外国人が快適に暮らし、過ごせるよう様々な交流事業を行います。 ・日本語学習会 ボランティアとのマンツーマンの日本語学習会「いろはクラブ」を実施(週1回2時間) ・ホームステイ・ホームビジット事業 日本についての理解を深めてもらうためのホームステイ受け入れ窓口を運営 ・通訳・翻訳ボランティア 明石で暮らす外国人、訪れる外国人に対する通訳とパンフレットなどの翻訳を実施 ・世界の家庭料理教室 講師の母国の家庭料理を学びながら、その国の文化に触れてもらう	実施中				明石市国際交流協会 明石市

明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区 実施事業

やさしいまちへの「基盤づくり」事業

明石駅周辺は様々な人々が集まり交流する明石の顔である。住む人・訪れる人の誰もが、安全に快適に働き、楽しみ、暮らすことができるよう、バリアを取り除くまちづくりを展開する。

番号	事業名	内容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
1	<<協議会提案事業>> わかりやすい案内表示	案内板の見直し 各種の案内板について、外国語表記やわかりやすさの検証を行い、見直しを行います。	実施				明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会 明石市
		わかりやすい表記のバスのりば案内の整備 明石駅のバスのりば案内について、外国人にもわかりやすい案内板を明石高専と連携して整備します。	実施				明石地区バス事業者協会 明石高専
		バス乗り継ぎ情報システムの整備 明石駅において、バスの乗降場案内、出発時刻案内、方面案内などを表示したバス乗り継ぎ情報システムを整備します。	検討	実施 予定			明石市
2	優しく迎える安全・快適なまちづくり	歩行者にやさしい環境整備					
		上ノ丸地区エレベーター整備 歩行者の移動支援のため、文化博物館西側の階段に、車いすや自転車利用者にも配慮したエレベーターを設置します。	実施				明石市
		大明石4号線歩道整備(社会保険事務所付近) 道路拡幅による歩道整備により、歩行者の安全確保とバリアフリー化を行います。	実施				明石市
		明石中央46号線(本町)・明石中央12号線(観光道路)等バリアフリー整備 中心市街地活性化区域内にて、道路整備、バリアフリー化を行います。	実施				明石市
		県道の整備 歩道乗り入れ部の段差解消等のバリアフリー化を行います。		実施 予定			兵庫県
		道路の維持補修 職員によるパトロールや道路安全モニターをはじめとする市民の通報などにより、不良箇所を補修します。また必要なところに安全防護柵、道路反射鏡を設置します。	実施				明石市
		道路占用事務 路上にせり出して営業している商店や屋台などについて、警察と連携して指導を行います。	実施				明石市
		放置自転車対策 駐輪場の整備に伴い、明石駅周辺を放置禁止(準禁止)区域に指定しています。平日早朝より整理指導員を配置し、指導、啓発を行います。	実施				明石市
		公共交通のバリアフリー化 山陽電鉄明石駅において、改札階からホームまでの駅舎内エレベーターを整備します。併せて、駅前広場から改札階までのエレベーターを設置します。	実施				山陽電気鉄道 明石市

番号	事業名	内容	実施年度				主な実施主体
			20	21	22	23	
2	優しく迎える安全・快適なまちづくり	誰もが使えるトイレの整備 オストメイト対応、車いす対応設備やベビーベッドなどを備えたトイレを、順次市の施設に整備します。	実施				明石市
		都心循環バスの社会実験運行 明石駅周辺の主要施設や観光地などを循環するバスの運行に向けて、調査を実施し、併せて実験運行を行います。	実施				明石市
		ほっとする街の整備 うるおいを感じてもらえるような花壇や、ひと休みできるベンチを歩道に整備します。	実施				明石市
		やすらぎの場の整備					
		明石公園の整備 すべての人が楽しむことができる公園を目指し、案内の充実や一休みできるベンチの設置など様々な整備を実施します(平成19年度には公園事務所にオストメイト対応トイレを整備)。	検討	実施 予定			
		ユニバーサル海岸づくり(大蔵海岸) 大蔵海岸を訪れる人の誰もが、快適に、安心して利用できるよう、施設を充実します。 ・砂浜利用用車いす、ライフジャケットの配備(平成19年度) ・わかりやすい看板の設置(平成20年度～) ・駐車場から砂浜へのバリアフリー化(平成21年度) ・点字ブロック、点字ラベルの充実(平成22～23年度) ・オストメイト対応トイレの設置(平成23年度) など。	実施				明石市

資料 1

明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区



モデル地区の区域
(明石駅を中心に半径 1 km の区域)

1:10,000

明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会設置要綱

(設置)

第1条 明石駅周辺地区をモデル地区として、ユニバーサル社会の構築を目指した取り組みを進めるにあたり、明石駅周辺地区ユニバーサルモデル事業プラン(以下「事業プラン」という。)の策定に関する協議等を行うため、明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業プランの策定に関する協議
- (2) 事業プランの実施に係る調整及び検証
- (3) その他本市におけるユニバーサル社会づくりの推進に係ること

(組織)

第3条 協議会の委員は25名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の関係者
- (3) 公共交通機関の関係者
- (4) まちづくり活動団体等の関係者
- (5) 市民団体の関係者
- (6) その他市長が特に必要と認める者
- (7) 地方公共団体の職員

(設置期間及び任期)

第4条 協議会の設置期間は平成23年度末までとする。ただし、必要が生じた場合は、設置期間を延長することができる。

2 委員の任期は前項に定める協議会の設置期間とする。ただし、欠員が生じた場合は後任者を選任するものとする。

(会長の職務等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、政策部政策室に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(制定日 平成19年1月19日)